

# まちの駅 イベント 8月

【問い合わせ】  
まちの駅「栗山プラザ」  
☎ 73-5515 Fax 73-5535  
開館時間 10:00～17:00

## まちの駅寄席

【日時】  
8月25日(金)  
開場 18:30 開演 19:00

【内容】  
(講談) 荒到夢形 (益田喜頓伝1・2)  
(落語) 二杯亭小酔楽 (はんどたおるほか)

【木戸銭】  
500円 (ワンドリンク付き)



## 栗山うたごえ喫茶

【日時】  
8月26日(土) 13:30～15:45

【参加費】  
500円 (お菓子付き)



## 大好評!おそばの日 手打ちそばの日

【今月の「そばの日」(限定30食)】  
8月4日、11日、18日、25日  
(毎週金曜日 11:00～12:30)

【ホール・会議室ご利用のご案内】  
サークルや団体の催し、商品の展示会などでのホールや会議室のご利用をお待ちしています。  
まずは、ご相談ください!

# 消費生活 相談室

「民事訴訟管理センター」からの  
架空請求はがきは無視してください!

『民事訴訟管理センター』と名乗る機関からはがきが届いたという、全国の消費生活センターなどに寄せられた相談が急増しています。

これは消費者に、過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、それに関して「裁判所に訴状が提出された」「給与、動産、不動産の差押え」などと脅し不安にさせたうえで、訴訟の取り下げなどを相談するよう誘導しています。

消費者が「民事訴訟管理センター」に連絡をしたところ、弁護士を名乗る者を紹介され、最終的にはコンビニでプリペイドカードを購入し、お金を支払ってしまったとの相談も寄せられています。

【相談事例】  
「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」と書かれたはがきが届いた。具体的な契約内容が何も記載されていないうえ、裁判取り下げ最終期日が本日となっており、「連絡が無い場合は、原告側の主張が全面的に受理され、裁判後の処置として給与の差押えを行う」と記載もある。身に覚えが無いのでどうしたらよいか。(60代女性)

【注意事項】  
●身に覚えがなく、契約内容を特定できるような記載が全くないのであれば架空請求と考えられるので、事業者には連絡せず無視して様子をみましょう。  
●「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ決して支払いはせず、無視しましょう。

## 南空知消費生活相談室

毎週 13:00 勤労者  
月・木曜日 ~16:00 福祉センター  
毎月 13:00  
第2・4水曜日 ~15:00 ☎ 72-3581

# 栗山公園 だより

Vol.113

【問い合わせ】  
栗山公園案内所 ☎ 72-0706  
指定管理者 たかはしダリア  
最新情報を簡単アクセス  
URL  
http://t-daria.com/parktop  
※QRコードは「株式会社デンソーウェア」の登録商標です。

## 8月のイベント「うさぎふれあいタイム」

いつもは入れないうさぎ小屋の中に入ることのできる人気イベントです!!ふわふわのあったかくてかわいいうさぎさんに触ることができますよ!

動物とふれあえる貴重な体験をしませんか?  
【期間】8月1日(火)～31日(木)の土・日・祝日  
【時間】10:00～10:30  
【受付】なかよし動物園(栗山公園内)  
【場所】うさぎ小屋



※混雑時は時間制限、雨天時は中止する場合があります  
みんなで遊びに来てくださいネッ♪



【日時】9月2日(土) 10:00～12:00  
10:00～ 栗山町長より宣言発表 10:15～ ビデオ上映  
10:25～ 子どもたちのうた発表 10:40～ 宣言記念コンサート

【場所】カルチャープラザ「Eki」多目的ホール(1階)

【参加費】無料

【対象】幼児・児童とその保護者、地域住民、関係機関の方

【申込先】町子育て支援センター

【申込期限】8月14日(月)

※入場数に限りがあるので、事前に申し込み



大友さんと一緒に楽しい時間を過ごしましょう!

<宣言記念コンサート>  
大友剛の、幼児から大人まで楽しめる  
マジックと音楽と  
絵本のコンサート

～マジックショーとピアノ演奏と絵本ライブ～  
【プロフィール】  
おおもも たけし。ミュージック&マジシャン  
自由の森学園卒業後、アメリカ・ネバタ州立大学で音楽と教育を学ぶ。音楽とマジックと絵本の組み合わせの活動を始める。平成17年からフリー。CD、絵本など作品多数。平成25年翻訳絵本「ねこのピーターだいすきなしろいくつ」を出版

## 子ども健やか育み 宣言とは...

「第1期栗山町子ども・子育て支援事業計画」に位置づけされた、家庭・学校・地域・行政が一体となり、それぞれ自分ができる思いやりの気持ちを宣言し、行動を表そうとする取り組み。宣言には、①個人での宣言、②企業等の宣言、③町の宣言の3つがあります。

児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給されている方へ  
引き続き受給の対象になるか審査するため、年に一度現況届が必要で、期限までに提出されない場合は8月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

◆児童扶養手当現況届(受付期間)  
8月1日(火)～31日(木)

◆特別児童扶養手当所得状況届(受付期間)  
8月14日(月)～9月11日(月)

◆提出先・問い合わせ  
町保健福祉課福祉・子育てグループ  
☎ 72-2222

◆児童扶養手当  
児童扶養手当・特別児童扶養手当とは?  
離婚などでひとり親になった場合、18歳未満の方を養育している父や母(養育者)に対して支給

◆特別児童扶養手当  
障がいをもって20歳未満の方を養育している保護者に対して支給  
※支給要件、所得制限あり



【問い合わせ】  
町子育て支援センター  
☎ 72-1280 Fax 72-1320